

企業繁栄のアドバイザー

未来税務会計ニュース

あと15日、確定申告はお早めをお願いします

平成28年分の確定申告は、

①マイナンバー番号の記入とその取扱い方→ほとんどの方がマイナンバーカードを取っていません。この場合、通知カード番号と運転免許証のコピーをご提示いただいております。ご協力宜しくお願いします。



②熊本地震における雑損控除の適用を受けられるか否かの判断又は災害減免法の適用が有利か否かの判断と、相当に気を付けながらやらなければなりませんので、平成27年より時間がかかり、進行度が遅くならざるを得ません。このような状況ですので、何卒早め早めのご対応を重ねてお願い申し上げます。これまで確定申告しましたものを見ての感想を述べさせていただきます。

〈中間報告確定申告について〉

〔1〕 雑損控除について

まず、熊本地震により被災を受けられた方、お亡くなりになられた方等に対して心からお見舞い申し上げます。またお悔やみ申し上げます。何よりも罹災証明書を取ってください。その証明書を添付しなければなりませんから、ない場合は雑損控除の適用を受けられなくなりますのでお願いします。

(1) 自宅等の建物の被害の程度により、全壊、半壊、一部破損により保険金が入金されている場合には、被害損失より保険金のほうが多いので、損失が発生せず適用を受けられない場合がほとんどでした。一部破損の場合が古い家ですと保険金の範囲で収まり損失が発生しませんが、新しい建物の場合被害があった場合の修理代のほうが多いので保険金をオーバーすることがあります。この場合は損失が発生します。ただ現状としてなかなか見積書が取れない、業者がない等で、損失の確定等が難しい問題があります。

(2) ①自宅等における家財の損失については、実際に家財があるのか等の事実確認をせず、家族構成により下記のように判定しますので、この適用はほとんどの人が受けることができます。この場合家財について保険契約に加入されていた人といなかった人の保険金の受取りの差は大きいですね。今後のことも考えて必ず家財につい

ても保険加入されることをお勧めいたします。

〈図表1 家族構成別家庭用財産評価額〉

世帯主の年齢	夫婦	独身
歳	万円	万円
~29	500	300
30~39	800	
40~49	1,100	
50~	1,150	

※ 大人(年齢18歳以上)1名につき130万円を加算し、子供(年齢18歳未満)1名につき80万円を加算します。

②家財における保険金が入金した場合、その家族同一世帯の収入所得に応じて損失額を計算しなければなりません。これがまた書類を揃えるのに一苦労です。子供が働いておられますと、いくら子供の収入所得があるのかわかりませんので聞くのも、その証明書添付も大変です。昔の子供達は収入を家庭に入れておりましたが、今の子供達は収入の一部でも家庭に入れている人は少ないのではないのでしょうか。

③家庭の収入所得が分かると、損失額をその所得に応じて按分計算して、損失額を算出します。そして各人の所得金額から以下のような算式で控除して雑損控除を計算します。

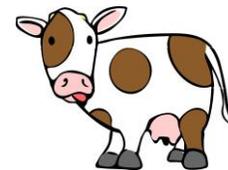
〈図表2 雑損控除額〉

雑損控除額	次の①と②のいずれか多いほうの金額
	$\textcircled{1} (\text{損害金額} - \text{保険金等で補てんされる金額}) - \left(\frac{\text{合計所得金額}}{\text{繰越損失控除後}} \times 10\% \right)$ $\textcircled{2} (\text{災害関連支出金額} - \text{災害関連支出金額につき補てんされる保険金等の金額}) - 5\text{万円} \geq 0$
	〔添付書類〕 災害関連支出の領収証、資産の損害額の明細書

④疑問点もあります。保険加入して支払い受け取った保険金はその人の分であるのに何故家族で按分しなければならないのか、按分した額が110万円を超える場合は贈与税が課税されるのではないかと、子供達の家財についても全部両親が支出しているのに、実態と違うとは→そんなことを考えていたら仕事が進みません。税務署の指示通りにしているのが実状です。

〔2〕 明暗申告内容(もう~最高)

①ズバリ、申告所得の大きい人は建設業と畜産関係(肥育、酪農等)です。畜産関係者の場合、肉用牛を売却したとき、売却証明書が発行され、その証明書を税務申告時に提出することにより、1頭あたり100万円(交雑種80万円 乳用種50万円)未満であれば、年間の売却頭数が1,500頭までは、所得税や住民税が免除されますので所得はあっても、税金なしということです。



然し1頭当たりの売却額が100万円以上が多いので多額の納税をされている方もおられました。

毎月の巡回監査遅れてすみません

1月から3月15日まで毎年ですが、年末調整、償却資産、確定申告等…皆様にご迷惑お掛けいたしますがお許しくださいませ。3月15日過ぎましたら、特に3月決算法人の打合せ等にお伺いしますので、宜しくお願い申し上げます。



税理士法人 未来税務会計事務所
代表社員(熊本) 西田 尚史
代表社員(川内) 鍋 清見
外職員一同

年金の受給 必要な資格期間が25年→10年へ

これまでは、老齢年金受け取るためには保険料納付済み期間(国民年金の保険料納付済み期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む)と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。

平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。

(1) 年金請求書の送付

資格期間が10年以上25年未満であって、下記の表に該当する方基礎年金番号、氏名、生年月日、性別、住所及び年金加入記録をあらかじめ印字した「年金請求書」及び年金の請求手続きのご案内を日本年金機構からご本人あてに送付します。

請求手続きは平成29年8月1日以前でも可能です。「年金請求書(短縮用)」が届きましたら、年金事務所等でお手続きをしてください。

※すべての加入期間が国民年金第1号被保険者期間の方は、市区町村でお手続きをしてください。

※資格期間が国民年金のみの方、厚生年金保険・共済組合等の期間が12月に満たない方で生年月日が昭和27年8月2日以降の方は、「年金請求書(短縮用)」は送付されず、「年金請求書」が送付されます。

(2) 平成29年8月1日時点で、資格期間が10年未満の60歳以上の方

10年の資格期間がない方でも、下記の制度を活用することで、年金を受け取れる可能性があります。

(1) 任意加入制度

ご本人の申出により「60歳以上70歳未満」の期間に国民年金保険料を納めることで、年金を受給するために必要な資格期間を満たすことができます。加入は申出のあった日からになりますので、ご注意ください。

【ご利用いただける方】

- 60歳以上65歳未満の方
 - ・老齢基礎年金の繰上げ支給を受けていない方
 - ・現在、厚生年金保険に加入していない方
- 65歳以上70歳未満の方
 - ・老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていない方
 - ・現在、厚生年金保険に加入していない方



(2) 後納制度

過去5年以内に国民年金保険料の納め忘れがある方は、申し込みにより平成27年10月から平成30年9月までの3年間に限り、国民年金保険料を納めることができます。

【ご利用いただける方】

- 5年以内に保険料を納め忘れた期間がある方（任意加入中の保険料も該当します）
 - 5年以内に未加入の期間がある方（任意加入の対象となる期間は該当しません）
- ※60歳以上で老齢基礎年金を受け取っている方は申し込みできません。

(3) 特定期間該当届・特例追納制度のご案内

会社員の夫が退職したときや妻の年収が増えて夫の健康保険の被扶養者から外れたときなどには国民年金の第3号被保険者から第1号被保険者への切替が必要でした。過去に2年以上切替が遅れたことがある方は、切替が遅れた期間の年金記録が保険料未納期間になっています。

「特定期間該当届」の手続きをすることで、年金を受け取れない事態を防止できる場合があるほか、最大で10年分の保険料を納めることができます。納付できる期間は平成30年3月までです。お手続きをお願いします。

(日本年金機構ホームページより抜粋)

今なら間に合う生保節税

3月決算法人が事業年度の終了を間近に控えています。赤字になりそうな会社は、年度内に損金になる必要経費を支出することで納付税額を減らすことができます。今回はその中でも節税につながる支出の代表格である生命保険の活用を紹介します。

(1) 養老保険

決算対策の代表的な保険商品は「養老保険」です。会社が保険契約者になり、被保険者を社員や役員、満期保険金受取人を会社、死亡保険金受取人を被保険者の遺族にすると、社員が保険の満期前に死亡したときは遺族の生活保障に役立ててもらい、何事もなく満期を迎えれば会社が退職金資金に充てるという事業継続のための保障になります。税金面では、支払った保険料の半分を損金にできるというメリットがあるため『節税商品』として重宝されています。社員全員を対象に加入していれば「福利厚生費」、一部の社員だけを対象にしていればその社員への「給与」として損金計上することになります。



(2) 逓増定期保険

次に経営陣の死亡時や勇退時に備えて加入する「逓増定期保険」を紹介します。損金にできる割合は被保険者の年齢や保険期間に応じて異なり、支払った保険料の全額、2分の1、3分の1、4分の1となっています。逓増定期保険の特徴は、死亡保険金の額が年々増加し、保険期間満了までに最大5倍にもなることにあります。長く加入すればするほど死亡時の補償は格段に手厚くなり、経営者が死亡した時の経営立て直し資金を確保にもつながります。

また、解約時に受け取れる「解約返戻金」の返戻率が加入後の早い段階でピークになるのも特徴です。商品の中には加入後5~10年でピークを迎え、支払った保険料のほとんどが戻ってくるものもあり、節税しながら短期に退職金の財源を確保できます。ただし、ピークを超えると解約返戻金は徐々に減っていくので、退職金の手当として考えているのなら計画的に加入する必要があります。

このほかにも様々な保険がありますが、商品それぞれの特性や会社の台所事情を踏まえ、税理士や専門家などの意見を聞きながら、自社に即した保険を選ぶようにしましょう。

『納税通信』H29.1.19号より抜粋



チラシ配布希望者は担当者まで♪

企業シリーズ245

ながせ農園

見上げれば、抜けるような九州の青空が広がり
見渡せば、雄大な阿蘇の自然に囲まれ
見下ろせば、日本有数の名水が流れるこの土地で
約30年間さつまいもを作り続けています。

長年の経験や研究から、農薬や化学肥料の使用を最小限に抑え
良質で有機質な堆肥を豊富に使用した農法を確立してきまし
た。生き物でもある作物が素直に育つ境を大切にし“自然との
調和を拠り所とした農業”がながせ農園の目指す処です。

【お問合せ】
住所: 〒869-1222 菊池郡大津町岩坂 578
電話番号: 096-221-7829

ネット注文できます♪

リピーター多数! まずは、検索!!!

ながせ農園 検索

製作・発行: 税理士法人 未来税務会計事務所
〒862-0933 熊本県熊本市東区小峯 1-1-106
Tel: 096-368-2030 / Fax: 096-368-4639
http://miraizeimu.com/